

編集後記

みなさんこんにちは、秋も深まり鍋の美味しい季節になりました。

さて、この夏のリオデジャネイロオリンピックでは徳島県藍住町出身のバドミントン女子ダブルスの松友美佐紀選手が金メダルを取りどこかのテレビ番組の野球選手のOBの方のコメントではありませんがアップレの一言につきます。また2020年の東京オリンピックで連覇を目指して頑張ってください。

空家等対策の推進に関する特別措置法概要

親などから相続した家は、建築時期が古くて耐震基準を満たしていない場合が多いほか、長年保有していた家を売却すれば、多額の税金負担を強いられることも少なくありません。

空き家の発生を抑制するための観点から新たな特例措置が設けられました。一定の要件を満たす空き家（または解体後の敷地）を売却した場合には、その譲渡所得から3,000万円が控除され、譲渡所得税および個人住民税を減らすことができます。

〔3,000万円控除のための主な要件〕

- 平成28年4月1日から平成31年12月31日までの売却であること
- 相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの売却であること
- 譲渡対価の額が1億円以下であること
- 被相続人（死亡者）のみが居住していた一戸建て住宅であること
- 昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること
- 相続を機に空き家となったものであること
- 空き家となった後に、事業用、貸付用および居住用に使用していないこと
- 耐震基準を満たさない場合は、耐震リフォームをした後に売却すること



今後も広報誌「TOKUSHIMA TAKKEN」を宜しくお願い申し上げます。

広報委員長 中村史治

「TOKUSHIMA TAKKEN」第160号

発行日 平成28年11月1日

発行人 会長 清水哲也

編集人 広報委員長 中村史治

発行所 (公社)徳島県宅地建物取引業協会

〒770-0941

徳島市万代町5丁目1番5 (徳島県不動産会館)

TEL (088) 625-0318

FAX (088) 625-3669

印刷 (協)徳島印刷センター (徳島市問屋町165)
